

近江八幡市広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号。以下「要綱」という。）第4条に規定する基準に関し、必要な事項について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 近江八幡市の広告媒体に掲載又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報であることを原則とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい品位と信頼性を保てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者については、広告の掲載はできないものとする。

- (1) 宗教団体による布教推進を主たる目的とするもの
- (2) 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で風俗営業と規定される業種又はこれに類する業種
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業又はこれに類する業種
- (5) たばこ販売業又は喫煙を助長させるおそれのあるもの
- (6) 公営を除くギャンブルに関するもの
- (7) 法令等による規制の対象となっていない業種にあつて、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 占い及び運勢判断に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 結婚相談所及び交際紹介業（結婚相手紹介サービス協会に加盟しているもの又は結婚相手紹介サービス業認証制度による認証を受けているものを除く。）
- (12) 債権の取立て、示談の引受け等を行うもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (15) 各種法令に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (16) 本市の市税を滞納しているもの
- (17) その他市長が広告を掲載等する業種又は事業者として適当でないと認めるもの

2 既に広告掲載等を行っているものであっても、前項各号に規定する業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

（掲載基準）

第5条 次に掲げるものは、広告掲載等を行わない。

- (1) 市の広告掲載等としてふさわしくないもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
 - イ 他の者を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 非科学的又は迷信に類するもので、広告を見る者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - エ 国内世論が大きく分かれているもの
 - オ 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - カ その他市の広告事業の円滑な運営実施に支障をきたすもの
- (2) 消費者保護並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 実際のもものよりも著しく優良又は有利であると誤認させる誇大な表現（誇大広告）
 - イ 投機心及び射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められてない業種、商法及び商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - ケ 消費者保護の観点からクーリングオフ等の制度を明確に記入していないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次の各号のいずれ

かに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等の表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

エ 粗暴性若しくは残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

- 2 前項に定めるもののほか、要綱第11条第1項の規定による審査会が本市の財産を活用した広告として適当でないと認めるものは、広告掲載等を行わない。

(WEBページに関する基準)

第6条 WEBページの広告又はURL等によりWEBページを表示させる広告に関しては、当該広告が参照しているWEBページの内容についてこの基準を適用する。

- 2 広告が参照しているWEBページは、広告主が管理し、かつ、広告についての内容が含まれているものであること。
- 3 広告が参照しているWEBページに、広告主との関連性が低い他のWEBページへのリンク等が多く含まれているものは、広告掲載等を行わない。
- 4 広告主は、広告が参照しているWEBページの内容を変更した場合は、その旨を広告媒体所管課へ連絡しなければならない。

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、広告掲載等を行わない。

- (1) 会社名又は商品名をむやみに繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色及び金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しく派手なもの
- (4) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (5) 著しくデザイン性の劣るもの
- (6) 意味が不明なもの等公衆に不快感を起こさせるもの
- (7) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観及び文化にそぐわないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるものは、広告掲載等を行わない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれのあるもの

ア 過度に派手な模様又は色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類似するものを使用するもの

(2) 自動車運転者等の注意力を散漫にするおそれのあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿、裸体等を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄及び文字が過密であるもの

(広告媒体ごとの基準)

第9条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

付 則

この基準は、平成22年3月21日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年3月14日から施行する。